

岩手県知事 達増 拓也 殿

2015年度岩手県予算
に関する申し入れ

2014年12月22日

日本共産党岩手県委員会

委員長 菅原 則勝

県議会議員 斉藤 信

高田 一郎

2015 年度岩手県予算に関する申し入れ

東日本大震災津波から3年9カ月余が経過しました。応急仮設住宅で4年目の寒い冬を迎えている被災者は10531戸、22912人(11月末現在)となっており、人数でピーク時の72.2%となっています。みなし仮設を含めると12996戸、29331人が仮設住宅での生活を強いられています。

大震災津波からの復興は、県政最大の課題であり、国政の最優先の課題です。被災者の命と暮らしを守る課題は復興の中心的柱であり、すべての被災者、被災事業者を対象に、生活の再建と生業の再生を支援し、安定した住宅の確保を行うことは復興の最大の課題です。県が、被災者の命綱となっている医療費・介護保険利用料の免除措置を来年12月まで継続実施することを明らかにしたことは重要です。社会保険加入者を含め、国の責任で復活・実施することを求めるべきです。住宅再建に国が500万円以上の支援を実現すること。漁業・水産業の再建と事業者の復興にグループ補助などの支援を拡充し、継続することを引き続き緊急課題として取り組むこと。県独自にも支援を強化すること。地域の再建とまちづくりはコミュニティの確保を柱に、地域住民の協議と合意を踏まえて進める必要があります。

東京電力福島第一原発事故による放射能汚染から子ども・県民の命と健康を守り、徹底した測定と除染、食品の安全の確保に取り組むこと。農林漁業・観光等の復旧と被害のすみやかな全面賠償を実現することも引き続き重要な課題です。

東日本大震災津波という戦後最大の大災害からの復興に取り組んでいる時だからこそ、これまでの大型開発優先の県政を根本的に見直し、福祉と防災を大事にした県民の暮らし最優先の県政に転換を図るべきです。

以上の立場から、東日本大震災津波からの復興と福祉と防災を大事にした県政の実現へ、以下の項目について十分勘案し取り組まれるよう申し入れます。

第一部 東日本大震災津波からの復興の取り組み—すべての被災者の生活と生業の再建を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を

大震災津波から3年9ヶ月余が経過しました。11月30日現在、死者4,672人、震災関連死449人、行方不明者1,130人、合計6,251人、全壊・半壊・一部損壊の建物被害は39,214棟となる戦後最大の災害となりました。震災関連の自殺が32人、孤独死も25人に及んでいます。応急仮設住宅(10,531戸、22,912人)、みなし仮設住宅(2,465戸、6,419人)、県内在宅被災者(6,725戸、16,283人)、災害公営住宅(774戸、1,542人)、県外避難(1,708人)となっています。被災者の状態にまだ大きな変化はなく、住宅確保の見通しを持ってない被災者も少なくありません。狭い仮設住宅でのストレスと生活苦から命と健康が脅かされています。すべての被災者(20,495戸、48,864人)を対象にして必要な支援を強化すべきです。とくに、阪神淡路大震災で1000人を超えた孤独死の教訓を踏まえ、被災者に寄り添い、いのちと健康を守ることは重要です。仮設住宅団地、復興公営住宅での絆・コミュニティの確立に取り組むことが求められています。被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の責任で復活させること。住宅再建に国の被災者生活再建支援金を500万円以上に引き上げるとともに県としてもさらなる支援を拡充すること。事業者の再建へグループ補助(11次まで115グループ、1,248社、782億円交付決定)などの支援策を拡充し、すべての希望者を対象として、継続実施することは重要な課題です。

震災等緊急雇用対応事業による雇用者は1,598人(9月末現在)となっており、事業復興型雇用助成金による雇用者数は申請数で4,644人、うち認定済みは272人(10月末)となっています。被災者支援の取り組みが引き続き重要な課題であり、後退しないようにすべきです。がれき処理の離職者のうち222人が再就職し、緊急雇用事業離職者のうち699人(10月末)が再就職しています。

防災集団移転事業や都市再生区画整理事業、漁業集落防災強化事業、防潮堤の整備などまちづくり事業に当たっては、住民の合意形成を特別に重視するとともに、用地確保のための特例制度の活用をはかりと改善を強く国に求めるべきです。

I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題

- 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行300万円から500万円に引き上げること。申請期日を延長するよう求めること。
- 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象となるようにすること。
- 3、グループ補助の拡充・改善をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。

- 4、JR 東日本の責任で山田線・大船渡線の早期復旧を行うこと。JR 東日本の理不尽な大船渡線の山側ルート案については撤回を求め、早期復旧を強く求めること。
- 5、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で側溝汚泥の除去など徹底した除染と全面賠償を求めること。
- 6、国が責任を持って 2016 年度以降の地元負担なしの復興財源を確保するとともに、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。

II、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を

1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること

- 1) 被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険料・利用料等の免除措置を、県独自に来年度も継続実施すること。
- 2) 震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。
- 3) 震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師の増員をはかり、継続的な見守り支援と心のケア対策、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設団地と災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じ、孤独死を防止するため、見守りが必要な世帯に対する訪問・支援体制を強化すること。
- 4) 増大する暖房費などを援助するために、被災地福祉灯油等特別助成事業は内陸の被災者を含め実施すること。
- 5) 防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食事代の補足給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じています。国に所得とみなさない特例措置を強く求めるとともに、県独自にも可能な対策を講じること。
- 6) 義援金や災害弔慰金等の受給を理由とした生活保護の打ち切りは中止すること。
- 7) 仮設住宅等の被災者の通院・買い物等の交通の確保のために、ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。
- 8) 仮設住宅団地と災害公営住宅の集会室・談話室は、テレビ、椅子・机の設置など入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。仮設住宅の集約化は被災者に配慮して慎重に行うこと。

2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に 200 万円以上の支援を

- 1) 住宅の建設費が高騰(坪当たり約 7 万円)しており、被災者の住宅再建に、県独自にさらなる支援を強化し 200 万円以上(現行 100 万円、市町村と共同、11 月末現在 4,219 件)に拡充すること。申請期日については被災者の要望がある限り延長すること。

- 2) 被災者生活再建支援金は現行 300 万円を 500 万円以上(大規模半壊は 400 万円)に引き上げるよう国に強く求めること。申請期日の延長を求めること。
- 3) 県の生活再建住宅支援事業費補助、バリアフリー・県産材活用への補助制度の周知徹底をはかり、積極的な活用を推進すること。被災者の要望がある限り事業を継続すること。
- 4) 地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅(11 月末現在、875 戸、うち被災者分 275 戸)の普及をはかり、地元業者の取り組みを支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する供給体制の確立に取り組むこと。
- 5) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。1247 戸(9 月末現在)に増加した木造戸建て・長屋方式の公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。
- 6) 自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のためにグループホーム型公営住宅の整備を進めること。
- 7) 金融庁・東北財務局の通知(2013 年 12 月 10 日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底をはかること。相談・申請の 3 分の 2 が排除されている住宅の二重ローンの解消(相談件数 1,052 件、債務整理成立件数 294 件、準備中 60 件、合計 354 件、12 月 5 日現在)に積極的に取り組むとともに申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。弁護士等による相談活動を強化すること。原則 730 万円の収入基準の見直しを求めること。
- 8) 仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと。(11 月末実績、5 市町村 112 戸)

Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること

1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力的に支援し、雇用の確保を

- 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう大幅に拡充すること。事業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。
- 2) グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。
- 3) 362 か所 1,811 区画となる仮設店舗・施設については、実態調査を行い、経営支援策を強化すること。本設への抜本的な支援策を講じること。仮設店舗等の 3 年後の使用と地代などの支援を継続し、解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。
- 4) 県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。

- 5) 被災地での基幹産業である水産加工業など食料品製造業では震災前と比べて雇用保険被保険者数が 1484 人減少しており、地場産業の再建・復興と合わせて雇用の確保に特別の取り組みを強化すること。
- 6) 仮設団地や災害公営住宅など被災者の生活支援に関わる緊急雇用事業を拡充・継続すること。事業復興型雇用創出事業費補助は、すでに被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。被災者の生活を支援し、事業の再生に結びつく安定した雇用の創出に取り組むこと。
- 7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員をはかること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。

2、 二重ローン問題の解決に全力を挙げること。

- 1) 二重ローンを抱えるすべての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。
- 2) 岩手県産業復興相談センターの機能を拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は事業者を選別することなく、98 件(10 月末現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。
- 3) 東日本大震災事業再生支援機構の債権買い取りも 128 件(10 月末現在)にとどまっており、債権買い取りの取り組みを抜本的に強化すること。

3、 被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を

- 1) 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。
- 2) 希望する漁船の確保(10 月末で整備 6,444 隻、稼働可能漁船数 10474 隻、震災前の 78.9%)を進めること。漁船確保への補助を継続実施するよう国にも求めること。
- 3) 養殖施設の整備(10 月末で 17,356 台、震災前の 67.1%)を引き続き進めること。
- 4) がんばる漁業・養殖復興支援事業(10 月末、39 件の計画認定)の取り組みを推進すること。申請の簡素化をはかること。漁民の所得確保対策を講じること。
- 5) サケふ化場の再建とともに放流事業の改善に取り組み、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取り組むこと。
- 6) ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること
- 7) 小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。
- 8) 固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。
- 9) 被災した 108 漁港の早期再建整備に取り組むこと。
- 10) 被災農地、沿岸 717ha(当面着工可能な 450ha のうち 434ha 完了)の早期復旧と整備に取り組むこと。

IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること

- 1) 被災した県立高田病院、大槌病院、山田病院を早期に再建整備すること。病院の規模・機能については病院関係者と地域住民の要望を踏まえ決めること。医師確保に全力で取り組むこと。
- 2) 被災した民間医療機関への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。
- 3) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。
- 4) 被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と生産活動等への支援を強化すること。

V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること

- 1) 防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。
- 2) 高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害・公営住宅をセットで整備することを重視すること。
- 3) 津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせた安全なまちづくりを、住民合意で進めること。
- 4) 地盤のかさ上げや防災集団移転事業は、全額国庫負担とし、被災宅地の買い上げは、被災者が住宅再建できるように震災前の価格を基本とすること。まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。
- 5) 復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化をはかること。
- 6) 防潮堤の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。
- 7) 「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、さらなる改善を国に求めること。

VI、JR 大船渡線・山田線の早期復旧を

- 1) JR 東日本の責任で JR 大船渡線・山田線の早期復旧を行うよう求めるとともに、政府に強く働きかけること。JR 山田線については関係自治体の合意を踏まえ早期復旧に取り組むこ

と。JR 大船渡線については、気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、理不尽な山側ルート計画(事業費 400 億円、うち地元負担 270 億円)の撤回を求めること。

- 2) かさ上げやルート変更による経費については、国の責任で経費の負担措置を行うこと。
- 3) 代替の交通確保に JR は責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数を確保すること。大船渡線での BRT の運行はあくまで鉄路復旧までの間の代替交通であり、きめ細かいルートとすること。
- 4) JR 岩泉線の廃線にあたっては、JR 東日本の責任を明確にして、地域住民の利便性の確保を前提に行うこと。

VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること

- 1) 防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(19ヶ所 22 地区で防潮堤の高さを見直し)。
- 2) 大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて進めること。
- 3) 総事業費 1 兆 1400 億円余に及ぶ復興道路については、その必要性、緊急性を精査し、見直しを含め計画的に進めること。あくまでも生活再建と生業の再生を最優先に優先順位を定め復興事業を進めること。

VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を

- 1) 県として子どもの医療費助成を現物給付に、中学校卒業まで拡充すること。
- 2) 全壊した県立高田高校の再建整備をグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。
- 3) 仮設校舎(9 校)、他校を間借り(3 校)、他施設を使用(5 校)の小中学校の早期の再建整備を進めること。当面、仮グラウンドや体育館などの確保に努めること。校庭に仮設住宅が整備されている学校を含め、運動不足対策を講じること。
- 4) 放課後の学習室の確保と学習支援(今年度 42 教室)の取り組みを進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。
- 5) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で 200 人、高校で 47 人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー 13 人)の配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。
- 6) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度 484 人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度 176 人)の活用をはかること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。

- 7) 震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司を大幅に増員し、養育里親への支援を強化すること。

IX、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を

- 1) 東日本大震災津波の教訓を後世に伝える震災遺構の保存に、被災者の感情を踏まえつつ積極的に取り組むこと。
- 2) 震災遺構等を生かした教育旅行(2013年、3,055校、202,023人、うち沿岸は15604人)、復興応援バスツアー(13年、6609人)の取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。
- 3) 三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。

X、災害廃棄物の処理について

- 1) 災害廃棄物(推計525万トン、実績583.7万トンを処理)の処理を昨年度中に完了したことは重要。
- 2) 再生利用、焼却処理、県内・県外処理、費用等について今後に活かせるように実績と教訓を明らかにして情報提供すること。

XI、山田町の緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)の破たん問題、DIOジャパンのコールセンター事業について徹底した検証を

- 1) 6億7000万円の不適正支出と返還が求められた山田町災害復興支援事業について、県の指導・監督、完了検査について、徹底した検証を行うこと。言い訳と責任回避に終始した県の検証報告については、第三者機関で再検証すること。
- 2) DIOジャパンによるコールセンター事業の破たんと緊急雇用事業の不適正な実態と支出について徹底した調査を行いDIOジャパンに不適正分を早急に請求すること。県の対応について検証すること。

XII、復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を

- 1) 復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。
- 2) 県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする。
- 3) 2016年度以降の必要な復興財源を地元負担なしで確保するよう国に求めること。

XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を

- 1) 学校や公園など子どもが近づくすべての場所で、徹底した放射線量の測定・調査を行い、速やかな除染を行うこと。希望する子どもに健康調査を継続実施すること。住民の希望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。
- 2) 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。
- 3) 汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。
- 4) 汚染された原木シイタケ処理とほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。
- 5) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。
- 6) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること(農林水産物の賠償請求額 368 億円余に対し支払額は 325 億円・88.3%、10 月末現在)。賠償は毎月の支払いとすること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。
- 7) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。
- 8) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること。

XIV、復興に逆行する消費税の 10%増税の中止を求め、TPP 参加の撤退を求めること

第二部 福祉と防災の新たな県政めざして

1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を

安倍政権は、今年4月からの消費税8%への増税を強行する一方で、医療・介護・年金・子育てなどの社会保障の切り捨てと改悪を進めています。これらの負担増と給付減は総額約3兆円以上に及ぶものです。重大なことは、6月に決定した「骨太の方針」で、社会保障費の「自然増」を「聖域なく見直す」と宣言したことです。安倍内閣の2年間で、年金は2年連続削減され、70～74歳の医療費も1割から2割に引き上げ、介護保険でも要支援者の訪問介護とデイサービスの切り捨てを進めようとしています。「消費税増税は社会保障のため」という口実も完全に破たんしています。こうした社会保障の切り捨て・改悪から県民の福祉、いのちとくらしを守ることは「住民の福祉の機関」である地方自治体・県政の使命であり課題です。東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる今だからこそ、県政に「福祉の心」を取り戻し、県民のいのちとくらしを最優先にする県政への転換をはかるべきです。

国保税は平均課税所得78.9万円に対し、国保税調定額は13万9千円、負担率が17.62%（2012年度）と耐えがたい酷税となっています。滞納世帯が24,053世帯、12.05%（2013年度）に及び、資格証明書は減少しているものの212世帯、短期保険証が8,306世帯、うち未交付・留め置きが1,575世帯（9月1日現在）となっています。さらに、滞納者の給与・年金などまで差し押さえる滞納処分は3,820件、13億606万円と増加しています。まさに「金の切れ目が命に切れ目」というべき事態です。さらに医療費が払えず、受診抑制も広がっています。

1人当たりの介護サービス費用額は月18万3300円（2014年4月分）で全国下から3番目、特養ホームの待機者が6,642人、うち在宅2,449人、早期入所が必要1,321人（3月31日現在）となっています。「保険あって介護なし」の深刻な事態です。安倍政権はさらに、要支援の訪問介護と通所介護を切り捨て、一定以上の所得がある人は利用料を2割に負担を引き上げるなど削減と負担増を進めようとしています。これは、高齢者の要介護度の重度化を招きかねないものです。来年度からの第6期介護保険事業計画では、盛岡市の場合、1号被保険者の標準段階の保険料が月額5,245円から6,489円に、1244円、23.7%も引き上げられる計画案が示されています。支払い能力を超えた状況となっています。

子どもの医療費助成事業は、現物給付が22都県、現物給付と償還払い併用が15府県となっており、償還払いとしている県は東北では岩手県のみ10県にすぎません。石川県が来年度から現物給付とするとしているのでさらに減少します。岩手県も現物給付にすべきです。対象年齢では、すでに福島県が高校生まで、12都県が中学校卒業〈入院〉まで拡充し、8道府県が小学校卒業〈入院〉まで拡充しています。県内でも5町村が高校卒業まで、11市町村が中学校卒業まで、10市町村が小学校卒業まで拡充しています。今年度も被災地の久慈市と岩泉町が中学校卒業まで、県都の盛岡市が入院で小学校卒業までに拡充しています。県としても中学校卒業まで拡充し、子育てがしやすい岩手県をめざすべきです。

1、消費税の10%増税は延期ではなく中止するよう求めること。

今年4月の消費税8%増税は、日本経済を深刻な危機につき落とししました。家計消費や住宅投資など内需の落ち込みによって、GDPは2期連続でマイナスとなりました。安倍首相は、10%増税の1年半「先送り」を表明しましたが、自らの失政を認めたものです。消費税の10%増税は「先送り」ではなく、きっぱり中止すべきと国に求めること。

2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。

- 1) 高すぎる国保税の引き下げを実現すること。そのために国庫負担の復元を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保の広域化に反対すること。
- 2) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の「溜めおき」は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。
- 3) 市町村が減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを徹底させること。

3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。

- 1) 子どもの医療費助成は、県議会での請願採択を踏まえ、現物給付に戻すこと。国の現物給付に対するペナルティーの廃止を強く求めること。中学校卒業まで拡充すること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円、年間約10億円の負担増)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。
- 2) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。
- 3) 高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減をはかる措置を講じること。
- 4) 難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。

4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。

- 1) ひきつづき産婦人科、小児科をはじめとした医師確保と養成にとりくむこと。
- 2) 助産師外来とともに院内助産院システムの導入を関係者の理解と協力のもとで円滑に進めること。
- 3) 安心して妊婦検診が受けられるよう14回の公費助成を継続すること。妊婦・お産の救急医療体制を確立すること。
- 4) 開業助産院への嘱託医師配置に県と医師会が責任を持ち、多様で選択できるお産の環境を整備すること。助産師の役割と活用を抜本的に強化すること。
- 5) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。

5、小児救急医療体制の強化をはかること。

小児救急医療体制の強化をはかるよう国に求めるとともに、県独自に医療圏ごとの体制の強化をはかること。地域医師会の協力を得て救急医療体制の確立を目指すこと。小児科医師の確保について国に強くもとめること。

6、リハビリ医療の制限、療養病床の一方的切捨てに反対し抜本的な見直しを求めること。

7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を

- 1) 要支援の訪問・通所介護の切り捨て、特養ホーム入所は要介護3以上、一定以上の所得(年金収入280万円以上、65歳条の20%)のある人は利用者負担を1割から2割に引き上げ、低所得でも一定の預貯金があれば施設の居住費・食費を補助しない、補足給付の縮小・打ち切りなどの「医療・介護総合法」の中止・撤回を求めること。
- 2) 安倍政権によるさらなる介護保険制度の改悪—介護報酬の6%削減、「要介護1」の生活援助の保険給付外し、利用料のさらなる引き上げ、ケアプランの有料化、特養ホームの相部屋入所者からの居住費徴収などのさらなる改悪に反対すること。国庫負担割合を10%引き上げ、負担軽減とサービスの充実をはかるよう国に求めること。保険料・利用料の減免を拡充し、だれもが必要な介護サービスを受けられる制度に改善をはかること。
- 3) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者(6,642人、在宅2,449人、早期入所が必要1,321人)の解消をはかること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。
- 4) 介護老人保健施設、グループホームの整備、ご近所介護ステーションなどの増設に積極的にとりくむこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。
- 5) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。
- 6) 要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。
- 7) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。
- 8) 認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。
- 9) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。
- 10) 介護労働者の深刻な実態をふまえ、労働条件の改善に取り組むこと。介護報酬の引き上げを求めること。

8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること

- 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。

①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものすること。③グループホームとケアホームの一元化については、安心して暮らせる場にふさわしい体制と条件整備を求めること。④「新体系」を見直し、就労保障とともに日常生活の支援も拡充すること。小規模作業所と地域活動支援センターに対する補助金を、実態に見合った水準に引き上げること。⑤地域生活支援事業の予算を抜本的に拡充し、地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料は無料化すること。⑥日額払いを月額払いにすること。⑦発達障がい者の特性を踏まえた支援を拡充すること。

2) 地域で豊かな生活を保障すること。

障がい者の住まいの保障、障がい者年金の引き上げ、法定雇用率の引き上げと厳守、教育の保障など地域で豊かな生活を保障すること。

3) 障がい者の医療の拡充

障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(自)医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めること。

4) 高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。

5) 障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。当面、精神障がい者のバス運賃割引を実現すること。

9、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。

10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を

1) 新しい難病医療制度は難病患者すべてを対象とするよう求めること

2) 軽症者も引き続き医療費助成の対象とするよう求めること。重症者への自己負担は導入しないこと。

3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。

4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。

11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を

1) 格差と貧困の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に改善をはかること。

2) 「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。

3) 生活保護の基準引き下げに反対し、給付の抜本的改善を求めること。

4) 「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。

5) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。

12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。

- 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。
- 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。
- 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンは、接種による副反応の検証など、安全性の確保・向上を進めながら、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。
- 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。
- 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。
- 6) 保健所の体制を強化すること。

13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。

- 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。
- 2) 岩手町の取り組みに学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人 20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。
- 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。
- 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。
- 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。

14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について

- 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。
- 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。
- 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。
- 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みは積極的に取り組むよう求めること。

15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。

- 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。
- 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。
- 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。

2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること

被災した県立病院の早期再建整備を進め、民間医療機関の再建への支援を強化し、被災地での地域医療を確保すること。

いま必要なことは、「県下にあまねく医療の均てんを」という県立病院の創業の精神に改めて立ちかえり、県立病院を地域医療の拠点に位置付け、医療・保健・介護の連携で地域医療を守るための取り組みを地域住民とともに進めることです。

当面、医師・看護師の大幅増員を実現すること。深刻な医師不足については、奨学生や臨床研修医の確保と医師招聘にさらに取り組むとともに、医師の待遇改善に取り組むこと。医療クレークや看護師等を大幅に増員し、地元医師会や開業医との連携を強化するなど医師を支える具体的な対策を実行すべきです。岩手医大の果たしている役割を踏まえ、医師派遣を強力に働きかけること。看護師不足も深刻となっており、大幅な増員による労働条件の抜本的な改善が急務です。

無床診療所化した地域の入院機能と地域医療の確保についても県と県医療局が責任をもって地元自治体・地域住民と協議し、取り組むことが必要です。

県立病院の経営問題の要因には、国の医療費削減政策による医師不足、診療報酬引き下げ、地方交付税の引き下げ、消費税の増税があります。国の医療政策の根本的な転換を実現し、県立病院と地域医療を守るべきです。

- 1) 被災した県立高田・大槌・山田病院の早期再建整備を進めること。
- 2) 被災した民間医療機関の再建に抜本的な支援を強化すること。
- 3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。
 - ① 奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。
 - ② 医師を支える医療クレークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。
 - ③ 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や宮古市・宮古市医師会の取り組みを参考に広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。
 - ④ 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。
- 4) 看護師の大幅増員を実現すること。月8日夜勤の厳守、夜勤専任看護師の見直し、出産・育児等による看護師の補充、年次有給休暇が取得できる労働条件の抜本的な改善をはかること。
- 5) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて慎重に取り組むこと。県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。

- 6) 国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。
- 7) 国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。

3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を

東日本大震災津波で両親をなくした被災孤児は94人、ひとり親世帯となった被災遺児は489人にのぼり、被災した沿岸の認可保育所34カ所、うち33ヶ所で再開（仮設等7カ所）。僻地保育所1カ所が未再開。放課後児童クラブ14カ所、全て再開（仮設等8カ所）。児童館4カ所のうち3カ所再開（仮設等2カ所）となっています。

岩手県における合計特殊出生率は1.46（13年）と基準年（10年）前年より0.07ポイント増加したものの、少子化傾向に歯止めがかかっていません。全国的にも「超少子化国」というべき事態となっています。日本は、子どもや子育てに対する社会的サポートが先進諸国の中できわだって弱く、子育てがとりわけ困難な国になっています。貧困と格差を拡大する構造改革路線の下で、若者の不安定雇用を拡大し、正規職員には長時間労働を押し付けています。こうした状況のもとで若い世代が結婚や出産をためらうことになり、少子化が一層深刻となっています。本県の生涯未婚率（50歳時の未婚率）は男性が22.718%、女性が9.23%（2010年）で未婚化、晩婚化が進んでいます。理想の子ども数を持たない理由のトップは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、30歳未満の妻の約8割以上がそう答えています（国立社会保障・人口問題研究所調査）。非正規雇用は県内労働者の3人に1人超（37.6%）となり、正規社員も子育て世代の30代の男性4人に1人は週60時間以上の労働時間など最も労働時間が長い世代となっています。とくに、岩手県の一人当たり平均月間総実労働時間は、158.3時間（10月）と前年と比べて増加し、全国平均と比べても長くなっていることは重大です。

また、親の経済的困難が子どもたちに及ぼすしわ寄せも重大となっています。給食費が払えない、修学旅行に行けない、高校、大学を中退せざるを得ないなど、「子どもの貧困」打開が重大な課題となっています。

出生率を回復させている欧州の経験や全国の先進的な経験にも学び、安心して子どもを生み育てられる岩手県に、仕事と子育ての両立、経済的負担の軽減、「子どもの貧困」の解決に総合的な取り組みが必要です。

- 1、東日本大震災で被災した被災孤児、被災遺児、養育里親等に対する親身な支援を強化するとともに、保育所、放課後児童クラブ、児童デイサービス事業の再建整備に取り組むこと。
- 2、「子育てするなら岩手県」をめざし、総合的な子育て支援策と本格的な少子化対策を講じて、合計特殊出生率が向上するように、経済的な負担の軽減や仕事と子育てが両立できる人間らしい働き方などを含めた対策を講じること。
- 3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること
 - 1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。

- ① 待機児童(566人、10月1日現在)を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、保育所の新增設を思い切って進めること。
 - ② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第三子保育料の無料化を実施し負担軽減にとりくむこと。
 - ③ 民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。
 - ④ 保育所の人員や面積要件を緩和する保育制度の改悪に反対すること。
- 2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。
- ① 保育時間は子どもの状況を基準にし、短時間保育の押し付けはやめること。
 - ② 保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。
 - ③ 保育士の配置、保育室など保育の基準を計画的に改善すること。
 - ④ 市町村は児童福祉法第24条第1項に基づき、待機児童の状況を把握し、保育の責任を果たすようにすること。認可保育所の建設や改修への補助金の廃止に反対し、補助金の存続を求めること。
 - ⑤ 株式会社の参入については、全国的に問題が生じており慎重に対応すること。
 - ⑥ 消費税に頼らない財源を確保すること。
- 3) 学童保育を拡充すること。
- ① 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設に取り組むこと。
 - ② 指導員の正規化・労働条件の改善と複数配置を行うこと。
 - ③ 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。
 - ④ 利用料の軽減策を講じること。

4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。

- 1) 当面、年間労働時間1800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。
- 2) 育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。
- 3) 子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。

5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。

- 1) 「子どもの貧困」の実態調査を行い、削減目標を設定し、総合的な対策を講じること。
- 2) 私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。
- 3) 就学援助の周知・徹底を図り拡充すること。児童扶養手当の削減を撤回するよう国に求めること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。

- 4) 給付制の奨学金を創設し、奨学金はすべて無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。
- 5) 県立大学の授業料の減額・免除を拡充し、必要な助成を行うこと。交付金の削減は行わないこと。

6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。

- 1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。
 - ① 大震災津波に対応して、児童福祉司・児童心理司は大幅に増員し、広域振興局に対応した児童相談所の体制を抜本的に強化すること。
 - ② 満員状態の児童養護施設の整備と定員増を進め、児童養護施設の人員配置を改善し、親への指導と支援を強化すること。小規模ホーム、グループケアの増設をはかること。
 - ③ 重度の虐待児や医療の必要な児童が半数以上を占めているみちのくみどり学園の看護師配置や児童心理司に対する補助を継続するように国に働きかけるとともに、県としても対策を講じること。
- 2) 相談が急増しているDVへの対応を強化し、緊急一時保護施設の整備と支援、被害者への自立支援を強めること。
- 3) アレルギー・アトピー、化学物質過敏症対策を総合的に強化し、実態調査と相談窓口の設置を行うこと。医療費と食品の購入助成を行うこと。必要な教育が受けられるよう特別の対策を講じること。
- 4) 子どもの通学路の安全対策を地域の協力のもと講じること。

4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を

安倍政権が「アベノミクス」の名で進めている経済政策は、「大企業を応援し、大企業が設けを上げれば、いずれは雇用、賃金家計に回ってくる」という古い、破たんした「おこぼれ経済学」にほかなりません。労働者の実質賃金は16カ月連続前年を下回り、GDPは2期連続マイナスとなりました。「アベノミクス」は景気悪化と格差拡大をもたらしたことは明らかです。国民のくらしを応援する政治への転換をはかり、働く人の所得を増やし安定した雇用を拡大する経済改革でこそ経済危機を打開することができます。

10月末の県内の有効求人倍率は1.10倍となっていますが、正社員の有効求人倍率は0.59倍にとどまっています。沿岸部の有効求人倍率（現数値）は1.51倍となっています。新規求人に占める正社員の割合は34.9%、就職件数に占める割合は36.9%にとどまっています。完全失業率・完全失業者数は2.7%、18千人（2014年7月～9月）となっています。復興事業の進展による建設業、食料品製造業、小売業、福祉・介護などの求人が増加していますが、資格や経験、勤務形態や賃金面などの処遇面に課題があり、ミスマッチの状況となっています。雇用保険被保険者数は県全体で15210人、沿岸では2389人増加しています。しかし、沿岸の基幹産業である水産加工などの食料品製造業は1484人減少しています。また、緊急雇用創出事業による雇用者数は昨年度3327人、今年度は1598人（9月末）となっています。被災者支援等の緊急雇用の継続とともに、緊急雇用から安定した雇用への継続をはかることが求められています。10月末現在の高校生の就職率は83.3%（前年比+5.2%）、県内就職内定率は78.7%（+3.7%）

と過去最高となっています。全体の内定者のうち県内就職内定者は61%です。事業復興型雇用創出事業は15,000人の目標に対して昨年度末で13371人となっており、今年度は4644人の申請が出ています。フル生産が続いているトヨタ東日本（株）岩手工場では、10月31日現在、正社員1890人（70.7%）、期間従業員560人（21.0%）、派遣労働者223人（8.3%）となっており、今年度の期間社員の正社員への登用は10人とどまっています。期間従業員の正社員化と正社員の採用の増員を強く求めるべきです。

被災市町村における事業所の被害状況は商工会議所・商工会会員事業所で4341事業所、56.4%、うち再開した事業者は約3221件、74.2%、営業未再開69、1.6%、廃業910、21%、休業45、1%（14年11月現在）となっています。第11次までのグループ補助金は259グループ1883者、1745億円の申請に対し、115グループ1248者、782億円の交付決定となっています。実質では申請の約7割のグループが交付決定を受けました。復興とまちづくりの遅れからグループ補助の申請ができない事業者が多く、事業の拡充と継続が求められています。仮設店舗・工場は362カ所のエントリーで1811区画、362カ所が完成となっています。県独自の被災資産復旧費補助は、昨年度は192件、6億818万円、今年度は55件、1億7473万円の実績となっています。沿岸被災地に限定されたことは問題でした。二重ローン解消の取り組みでは、岩手県産業復興機構で債権買い取りが98件（相談件数585件）の支援となっています。東日本大震災事業者再生支援機構は128件の債権買い取り（相談件数414件、10月末現在）となっています。被災地での安定した雇用確保のためにも、被災企業・事業者の早期再建が強く求められています。

住宅リフォームなど住宅建築に関わる助成事業は33市町村で実施され、60億4980万円の予算で、8872件、37億9923万円の補助実績となっています。地域経済への波及効果が大きく、県として実施している秋田県では工事費200億円となっており、県議会での請願採択をふまえ県としても早期に店舗改修を含めた住宅リフォーム助成事業を実施し、全市町村の取り組みとすべきです。

1、被災者の雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。

2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。

- 1) 政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。
- 2) 雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化をはかり、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。
- 3) 2度も廃案となった労働者派遣法の改悪に反対し、抜本的改正で均等待遇のルールの確立によって、正社員化の流れを促進すること。
- 4) ブラック企業を規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。
- 5) 最低賃金を時給1000円以上に大幅な引き上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。
- 6) 「官製ワーキングプア」をなくす公契約条例は、最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込み実効性のあるものとする。
- 7) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。
- 8) 県職員の賃金引き下げは中止すること。

3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。

- 1) 消費税8%への大増税は、景気悪化と格差の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊しさらに不況を深刻化させる消費税の10%増税は中止を求めること。

- 2) 大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ税収増をはかる—この二つの柱の同時進行進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。

4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。

- 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して求人確保に全力をあげること。県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。大学と企業との就職協定の締結を求めること。
- 2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。
- 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。
- 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。
- 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。
- 6) キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。

5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。

- 1) 大企業の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくることともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。
- 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせん、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。
- 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。

6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。

- 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。
- 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、雇用促進住宅や県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。
- 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらなないこと。

7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。

- 1) 35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅2449人、50人定員で49か所、1470人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。

8、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定でワーキングプアをなくすこと。

- 1) 「賃金条項」を盛り込んだ公契約条例の制定で県発注の事業については時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。
- 2) サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大をはかること。

3) 厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間を記録しサービス残業を根絶すること。

9、金融円滑化法の復活を求め、さらに使い勝手の良い制度とするよう求めること。

中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。

10、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。

11、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。

- 1) 県として店舗改修を含めた住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。
- 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2013年度は復興事業関連などで、件数では90.5%となりましたが、金額では49.6%にとどまった。実態を調査・検証し改善をはかること。
- 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。

12、中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」を制定すること。

中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」の制定を行うこと。中小企業・地場産業の実態調査に取り組み、「岩手経済振興会議」を設置し、中小企業、専門家、行政の英知を結集して岩手経済の立て直しと総合的な中小企業振興策を確立すること。

県が示した「岩手県商工業振興条例案骨子」は、中小企業関係者の要望を捻じ曲げるものであり、名称も内容も抜本的に見直すこと。

- 1) 県として中小企業憲章・小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」として制定すること。
- 2) 地域経済の根幹としての中小企業の役割を明記するとともに、地域の文化とまちづくりの担い手としての役割も明記すること。
- 3) 中小企業振興に関わる大企業、金融機関の役割を明記すること。
- 4) 中小企業・小規模企業振興基本計画と具体的な振興計画を策定し、毎年度実績の公表を行い、必要な財政措置を明記すること。
- 5) 中小企業・小規模企業振興を進める「いわて経済振興会議」を中小企業関係者、専門家を含めて構成すること。

13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図ること

審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。

14、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用すること

大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し商店街を守る対策を強化すること。

15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。

多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。県としても全国的にも先進的な取り組みとして評価されている消費者救済資金貸付制度に出資し拡充をはかること。

16、平泉の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。

NHKの朝の連続ドラマ「あまちゃん」の効果を生かし、復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北を含めた観光対策を抜本的に強化すること。

5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。

今年の生産者米価大暴落は、コメの再生産を危うくし、地域経済にも深刻な打撃を与えています。農家の減収は「ナラシ対策」を加えても約90億円、地域経済への影響は132億円に及びます。担い手である大規模農家、集落営農組織に大打撃です。安倍内閣が、コメの需給安定に対する国の責任を放棄し、市場任せにしていることに大きな原因があります。

今、わが国の農林漁業の存続を根底から脅かしているのは、例外なき「関税ゼロ」を原則とするTPPへの参加問題です。臨時国会で承認した日豪EPAでは、コメは例外とされたものの畜産・酪農品では、関税の大幅な引き下げを認めています。秘密交渉と公約違反のTPPから即時撤退を強く求めるべきです。政府は、TPP参加によって外国産米の輸入が増えることを見越して、国内の生産調整を廃止しようとしています。大規模化を促進すると言っても、耕地面積は米国で日本の100倍、豪州は1000倍を超えています。TPP参加は、農林漁業に壊滅的な打撃を与えるとともに、大震災津波からの復興に逆行するものです。県の試算でも農業生産で1469億円、約60%減少し、水産業でも191億円減少、林業では合板だけで22億円の減少とされています。農業・農村の多面的機能は県内でも3020億円と試算されていますがその60%が消滅しかねません。すでに、アメリカとの「事前交渉」などで、輸入牛肉のBSE対策、輸入食品・農産物の検査、遺伝子組み換えなどの食品表示、残留農薬や食品添加物の規制などの大幅な緩和が迫られています。

日本は、食料自給率がわずか39%、先進国の中でも異常な低さです。円安のもとで食料・飼料価格の高騰が再燃するなど、お金を出せば、世界中から食料を買い集められるというやり方は、もはや通用しなくなっています。米価はこの10年間で5割近くも下落し、規模拡大に取り組んできた大規模農家や集落営農組織が大きな打撃を受けています。

農林漁業など第一次産業の衰退は、地域経済を疲弊させ、「限界集落」を広げる要因ともなっています。農林漁業の生産を拡大すれば、それに関連する食品加工、関連企業、サービス、製造業も活性化し、生産額の3倍もの規模で地域経済に波及する効果があります。

今必要なことは、食料自給率を当面50%台に回復することを最優先の課題に位置づけ、農林漁業再生に向けた政策への抜本的な転換をはかり、地域経済を再生させることです。

農林漁業を岩手の基幹産業として位置づけ、農林水産業予算の復元をはかり、再生産を保障する価格・所得保障の拡充を柱にして農林水産業の再建を図ることであります。

食の安全安心の確保と地産地消の取り組みを本格的に推進し、農林漁業の再生を、地域経済振興の柱にすべきです。

1、米価暴落に対する緊急対策を国に求め、県としても対策を講じること。

- 1) 緊急の政府の責任で過剰米を買い上げ、半額に減らした米直接支払いを復活させること。全生産者を対象に価格補てんを行うよう国に求めること。
- 2) 米価に不足払い制度を導入するよう国に求めること。
- 3) コメの需給や流通の安定に政府が責任を果たすこと。
- 4) 主食用米以外の麦、大豆、飼料作物などの増産に力を入れること。

2、TPP 交渉参加からの即時撤退を強く求め、食料主権を回復すること。

TPP 交渉参加の撤回を強く求め、そのためのあらゆる取り組みを強化すること。各国の食料主権を尊重する貿易ルールを確立すること。農業に打撃を与える日豪EPA(経済連携協定)には反対すること。ミニマムアクセス米の輸入は中止し、廃止を求めること。

3、生産費を償う水準で、主要な農産物の価格保障・所得補償に踏み出すこと。

備蓄用のコメとして、米価の下支えに有効な価格で直ちに買い入れるようにすること。引き続き燃油・肥料・飼料価格の高騰対策を強化すること。価格転嫁が難しい施設園芸や畜産などについては、直接補てんを実施するなど特別の対策を講じること。

4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。

- 1) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。
- 2) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。
- 3) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。
- 4) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。

5、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす

- 1) 放射能汚染対策を徹底し、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。

- 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。
- 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。米飯給食は当面週4回をめざすこと。
- 4) 口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。
- 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。
- 6) 鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。

7、農協大合併を理由とした一方的な農家負債の整理は行わないよう指導すること。農家負債対策を強化すること。

8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る

- 1) 森林と林業の再生のため、緊急に被災した合板工場の再建を支援すること。森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。
- 2) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生をはかり、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。
- 3) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。
- 4) 輸入材中心の加工・流通を改め、国産材を中心に木質バイオマスなどの利用を広げること。林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。
- 5) 「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。
- 6) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。

9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。

- 1) 漁船の確保、養殖施設の再建整備への支援を継続し、魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。
- 2) ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建をはかること。サケふ化場。アワビ・ウニの種苗施設の再建整備をはかること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、速やかに取り組むとともに、手続きを簡素化すること。
- 3) 被災したすべての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。

- 4) 漁業者の生活支援の強化をはかること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。
- 5) 被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興をはかること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。
- 6) サケの定置網漁の復旧とともに、サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。
- 7) 小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。
- 8) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても実施すること。
- 9) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。

6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を

東日本大震災津波で沿岸の小中学校も大きな被害を受けました。12校が仮設校舎、1校が他校を間借り、6校が廃校施設・他施設を使用しています。山田町の船越小学校は今年2月に完成となり、昨年度末に移転完了しました。多くは来年度中の移転復旧をめざしています。県立高田高校は校舎が全壊し、大型バス8台で隣市の大船渡市の元大船渡農業高校の旧校舎に通学し使用しています。校舎等の建設にも着手し今年度中には完成する予定となりました。学校での犠牲者はほとんどなかったものの、児童生徒91人、教職員6人が死者・行方不明者となっています。仮設住宅から通学している生徒は、小学生1134人、中学生692人、高校生736人、合計2562人（2014年7月1日現在）となっています。学校施設の再建整備を急ぐとともに、仮設グラウンドの整備も行い、児童生徒・教職員の心のケアの取り組みを強化すべきです。思い切って被災地への教職員の増員・加配を行い、カウンセラーの配置もさらに強化すべきです。

大津中学校のいじめ自殺事件を契機に、いじめ問題は重大な教育問題・社会問題となりました。残念ながら県内の中学校でもいじめが関わるとされる自殺事件が起きました。いじめ問題への対応は緊急最重要な課題です。県の調査では昨年度のいじめ認知件数は小学校467件、中学校241件、高等学校120件、特別支援学校9件、合計837件となっています。1 昨年の2286件から減少したものの軽視できない状況です。いじめは人権侵害であり、暴力です。子どもの命最優先に、教職員、保護者、子ども—みんなの力でいじめのない学校をつくっていくことが重要です。

この間、国連・子どもの権利委員会から3回目となる最終所見（懸念事項と勧告）が公表されました。「過度に競争的な教育制度の是正」という勧告を正面から受け止めて改善を図るべきです。

いま求められていることは、憲法および子どもの権利条約等の国際的な取り決めに基づいて、すべての子どもの成長発達を支える教育に転換することです。

政治・行政の教育に対する最大の責任は、子どものための教育条件整備です。文部科学省が計画した5カ年計画で35人学級を小中学校で全面実施するよう求めること。県として今年度は小学校4年生まで

拡充され、中学校1年生に35人学級が実施されていますが、教育面でも生活面でも顕著な成果が明らかとなっています。小学校全学年に広げることが必要です。中1ギャップの緩和にも効果が示されており全学年に拡充すべきです。さらに計画的に30人学級への移行をめざすべきです。

県立高校の在り方については、東日本大震災津波からの取り組みの教訓を踏まえ、地域で学ぶ権利の保障を基本に、地域と結びつき、地域に貢献する県立高校の充実こそはかるべきです。高校での少人数学級を進めるべきです。

特別支援学校・特別支援教育の現状は、教室不足に見られるように県の教育課題の中でも最も遅れた矛盾の集中点となっています。

また、耐震化率が90.4%（14年4月1日現在、全国29位）となっている小中学校、82.6%（全国38位）の県立高校の老朽校舎の改築改修は緊急の課題です。子どもたちに最も安全で安心して学ぶことができる環境を保障することは行政の最優先の課題です。

子どもの登下校時等の連れ去りや暴行などから、子どもの安全を守る取り組みは一刻も猶予できない課題となっています。

教育のゆがみと荒廃に立ち向かい、教職員が協力して取り組むためには、教職員を分断し序列化する成果主義賃金制度の導入は見直すべきです。国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」と3次にわたる国際労働機関（ILO）とユネスコの共同専門家委員会（CEART）の是正勧告を踏まえて見直すこと。県教委の調査では、県立高校の教員の平均超過勤務時間が36.9時間、月100時間以上が9.5%、80時間～100時間が6.6%（14年度第1四半期）となっていることは重大です。過労死ラインを超える異常な超過勤務は直ちに是正をはかるべきです。盛岡市教委の調査でも、小学校の教諭で平均39時間の超過勤務、持ち帰り残業時間が27時間で計66時間、中学校教諭では超過勤務59時間、持ち帰りが11時間で計70時間となっています。小中で100時間以上が51人、80時間以上が213人となっていることも重大です。少人数学級の実現と教員の大幅増員を軸に、過大な事務作業の抜本的な改善をはかるなど、異常な教職員の多忙化の解消に全力で取り組むことが必要です。

- 1、被災地の学校への教職員の増員・加配、スクールカウンセラーの配置を行い、被災児童・教職員への「心のケア」の取り組みを強化すること。内陸部等に転入した被災児童に対しても行き届いた対応を行うこと。
- 2、県立高田高校の早期再建整備をはかること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。必要な仮設グラウンド等の整備を行うこと。校庭に仮設住宅が整備されている学校を含め運動不足対策を講じること。
- 3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども一みんなの力で取り組むこと
 - 1) いじめ対策の基本として、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。
 - 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。
 - ① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命」最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。

- ②いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。
- ③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。
- ④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。
- ⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。

3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。

- ①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員、全ての学校でのいじめ問題の研修など、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。
- ②いじめ半減」などの数値目標をやめること。教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。いじめ問題の位置づけを質すこと。

4、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。

県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC 検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。

5、「全国学力テスト」は中止し、競争教育の抜本的な転換をはかること。

学力テストの中止を求めること。「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。競争教育の根本的な転換をはかること。

6、35人学級の小学校・中学校全学年への拡充を

文科省の5カ年計画による35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を当面小学校全学年と中学校1年生で全面实施し、さらに中学校でも全学年への拡充をめざすこと。

7、小中学校の統廃合計画については、3つの基本原則を貫き慎重に行うこと。

小中学校の統廃合計画は、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。

8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。

- 1) 生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。男女共用トイレは直ちに解消すること。要望のある盛岡市、釜石市、北上市や二戸市への特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。
- 2) 子どもたちの生涯の複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。
- 3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。

9、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については検証し再検討を

併設型中高一貫校として急いで設置された一関一高付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め検証し、再検討すること。

10、県立高校の再編計画については、東日本大震災津波からの教訓、高校授業料無償化の新たな動向を踏まえ、地域住民の協議と合意を踏まえ進めること。

- 1) 東日本大震災津波からの教訓は、高校生が被災者の支援・救済等で大きな役割を發揮したこと。地域に支えられ、地域と結び付き、地域に貢献する高校が求められています。
- 2) 高校授業料無償化の新たな動向は、高校が準義務教育として位置付けられ、高校全入に道を開くものです。全ての高校生の学びと成長を保障する高校のあり方が求められています。
- 3) 生徒数が減少する中で、地域で学ぶ学習権を保障し、地域と結び付いた高校が必要です。小規模校の利点を生かした存続も必要です。
- 4) 総合学科制など新しいタイプの高校の実績を検証し、生徒減少の中で、高校の総合性も検討すべきです。

11、県立高校の入試制度の改善について

生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。

12、高校生の就職を支援し、県内就職率の向上を

高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率の向上に努めること。違法な内定取り消しについては毅然と対応し企業名の公表を行うこと。3年以内の離職率(20.8%)の改善をめざし実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を盛り込むこと。

13、教員の多忙化の解消を

- 1) 教員の増員と少人数学級の拡充、事務作業の抜本的な改善で「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が發揮されるようにすること。
- 2) 過労死ライン(月 80 時間以上)を超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。
- 3) 司書教諭を専任で配置すること。
- 4) 恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」は見直すこと。パワーハラスメント防止対策を強化すること。

14、教員採用、管理職昇任制度について

公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。

15、通学路の安全対策を総点検し

地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。

16、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さないこと

「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。

17、教師の体罰を根絶すること

パワハラやセクハラ・不祥事を根絶する具体的対策を講じるとともに、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神と内容を教職員にも徹底すること。

18、給付制の奨学金を創設し、拡充を

これまでの奨学金制度も無利子とするなどの改善を国に求め、県としても拡充をはかること。低所得者世帯に対する就学援助を改善・拡充し、高校授業料無償化への所得制限の導入に反対し、県立高校の授業料無償化については、すべての高校生を対象とすること。

19、学校給食の安全・安心の確保について

学校給食の食材の放射線量の検査を徹底し、食品の安全を確保すること。中学校までの学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善をはかること。

20、私学助成を拡充を

私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。

21、県民・諸団体の協力でいわて国体の成功を

岩手国体に向けて、官民の協力体制を強化し、大震災津波の復興と両立するように取り組むこと。インターハイ参加者などへの派遣費への補助は廃止せず、競技力向上とスポーツ振興にとりくむこと。埋蔵文化財調査の補助金廃止も行わないこと。

7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。

東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、津波などの災害で二度と住民の命が損なわれないように、安全安心のまちづくりを住民の合意で進めることが重要です。大規模な津波からは基本的に避難で住民のいのちを守ることが必要です。同時に、住民の協議と合意を貫いて、コミュニティの維持を原則に高台への集団移転や土地のかさ上げを進めることも必要です。その際、庁舎や病院、学校、商店街などを集約したコンパクトなまちづくりを進めることが重要です。防潮堤の高さや湾口防波堤のあり方を科学的に検証して、住民合意のもとに再建のあり方を検討すべきです。ハード面だけでなくソフト面の対策を強化することが必要です。

原発事故による放射能汚染による影響も深刻なものがあります。地域防災計画の見直し、安全協定の締結など原発事故対策を強化すること。

昨年7・8・9月の集中豪雨と台風18号による災害からの復旧に取り組むこと。被災者の生活再建への支援を重視し、災害対応の検証を踏まえ、情報提供と避難指示等のあり方を改善すること。広

島県における土砂災害を踏まえ、土砂災害危険箇所〈14348カ所〉の住民への周知と警戒区域等の調査としての取組を抜本的に強化すること。

1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること

- 1) 大規模な津波から住民のいのちを守る基本は速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。
- 2) 大震災津波の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育と要請、職員と県民の防災意識の高揚を図ること。
- 3) 避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修をはかり、自家発電設備と暖房設備を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。
- 4) 地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修を積極的に推進すること。
- 5) 要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。
- 6) 自主防災組織の組織化と実践的な訓練など活動への支援を強化すること。

2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること

- 1) 市町村の復興計画を基本にしつつ、集落の高台移転や土地のかさ上げなどまちづくりに当たっては、徹底した地域住民の協議と合意に基づいて、コミュニティの維持を基本に進めること。浸水した土地については被災前の価格で買い上げるようにすること。
- 2) 住宅の再建を思い切って支援するとともに、戸建てや長屋方式の多様な復興公営住宅の建設で集落の維持をはかること。
- 3) 高台移転などで分散型まちづくりとなることから、高台と役場・公共施設、病院、学校、商店街等を結ぶ交通体系を確立すること。

3、まちづくりの柱となる庁舎、病院、学校などの施設の再建を早期に進めること。

4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。

- 1) 大船渡・釜石の湾口防については、破壊の状況と防災効果について、徹底して科学的・実証的に検証すること。その結果を踏まえて湾口防のあり方について見直すこと。
- 2) 防潮堤の高さについては、先に結論ありきとするのではなく、まちづくりのあり方と合わせて、住民の協議と合意に基づいて検討すること。

5、昨年7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。

- 1) 被災者の生活再建と事業者の営業の再建への支援を強化すること

- 2) 被災地域での災害復旧とともに抜本的な河川改修に取り組むとともに、治山・砂防の取り組みを強化すること。
- 3) 来春の作付に間に合うように農地等の復旧を行うこと。農家負担の軽減に取り組むこと。
- 4) 災害対応を検証し、情報伝達、避難指示、排水ポンプの効果的な配置と運用など改善をはかること。
- 5) 広島県の土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害危険地域の住民への周知徹底をはかるとともに、徹底した調査を行い、早期に警戒区域の指定と具体的な対策を講じること。

6、除雪対策の強化について

除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取り組みを抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。

7、岩手山を含めた火山対策の強化について

岩手山等の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取り組みを系統的に進めること。登山者や地域住民への情報提供体制の強化をはかること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。

8、防災体制の強化をはかること。

- 1) 総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学と連携し、市町村の防災担当者を含めた「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。
- 2) 要をなす消防職員は基準人員の 65.7% (12 年 4 月現在)にとどまっております。計画的に増員(1010 人増)を図ること。
- 3) 消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化をはかること。

8、築川ダム建設事業(530 億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC 誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること

津付ダム建設事業の中止を踏まえ、築川ダム建設事業は、来年度 5 年ごとの大規模事業評価に当たることから、ダム本体の工事は凍結し、見直しを検討すること。不要不急、ムダと浪費の大型開発・大型公共事業を総点検し見直すこと。

東日本大震災津波の復興は、被災者の生活再建と生業の再生を最優先課題に位置付け、被災地の復興事業を優先すべきです。復興道路の整備も必要ですが、惨事便乗型で 3 路線全線事業化を進めることは問題です。あくまでも被災者の生活再建と生業の再生を最優先に復興事業を進めること。大型開発優先とならないようにすべきです。

公共事業も学校の老朽校舎の耐震化、改築・改修や特養ホームなど福祉施設の整備、県営住宅や下水道整備など福祉、生活密着型に転換し、地元中小企業への仕事を増やすべきです。

雇用促進住宅は10月末現在で、54団地、124棟、4630戸となっており、うち13団地、31棟、1050戸が運営住宅、41団地93棟3580戸が廃止決定住宅となっていますが、被災者のみなし仮設に414戸、入居している戸数が333戸となっており、747戸が活用されています。被災者のみなし仮設住宅としても、地域の町づくりにとってもなくてはならない役割を果たしています。国の一方的な廃止決定を撤回させ、入居者の生活を守ることは重要です。

1、築川ダム建設事業は、ダム本体事業は凍結し、見直しを検討すること。

大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの維持管理など生活密着型に転換し地元中小企業の仕事を拡大すること。

2、港湾整備事業・花巻空港整備事業の検証と見直しを

大震災前の港湾整備事業(総事業費1354億円)は、計画と実績が大きく乖離しており、大震災津波の被害状況を踏まえ抜本的に見直すこと。

310億円(内県費270億円)の花巻空港整備事業も当初の計画と目標から大きく乖離し、利用客は大幅に減少しており、事業の検証を行い今後に生かすこと。

3、科学的・専門的な審議を行える大規模事業評価に

県の大規模事業評価専門委員会の審議は県の立場に偏重しており、結果的に県の追認機関となっています。委員会の審議の在り方、人選についても地域住民の意見や専門家の意見聴取を行い科学的・専門的な審議が行えるよう見直すこと。

4、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。

- 1) 被災者のみなし仮設住宅として活用するとともに、必要な改修と今後の活用策を検討すること。
- 2) 「派遣切り」や「雇い止め」となった労働者の入居を速やかに行うこと。継続して入居できるよう徹底すること。入居者に対する一方的な退去勧告は撤回し中止すること。
- 3) 雇用促進住宅の果たしている役割を評価し、国に廃止の撤回を求めること。自治体に譲渡する場合は、無償譲渡など特別の財政支援を行うこと。
- 4) 県は市町村と協力し、入居者の生活を守るためあらゆる手だてを尽くすこと。

5、県営住宅の増設・改修について

県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること(3028戸に無し)。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。

6、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。

- 1) 復興事業の進展に伴い、資材・労賃の高騰、建設職人の不足と工期の延長など入札不調が急増しています。災害公営住宅の建設など復興事業が停滞することの無いよう、適正な建設単価の見直しを求めるとともに、効果的な入札を進めること。

- 2) 公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行うこと。
- 3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。

7、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。

8、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みについて

日本学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて、過大な取り組みにならないよう進めること。

9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。

東日本大震災津波から3年9ヶ月余が経過しましたが、東京電力福島第一原発事故は収束するどころか、放射能汚染水が増え続け、海洋への大規模な放射能汚染の危機、非常事態に直面しています。福島原発事故は、人類と原発は共存できないことを明らかにしました。国内の原発は1年2カ月にわたって1基も稼働していません。電力不足の心配もありません。この間の国民の省エネ・電力の節電は原発13基分に相当します。国として「即時原発ゼロ」を政治決断し、原発から撤退する計画を策定するよう求めるべきです。

原発からの撤退と同時並行で、自然エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組むべきです。岩手県地球温暖化対策実行計画で提起している温室効果ガス排出量の削減目標(1990年比で2020年までに30%削減)を実行するためにも、全国第2位の推定利用可能量があるとされている再生可能エネルギーの本格的導入が必要です。また、排出量の48.8%を占める産業・民生業務部門と21.0%の運輸部門の大幅な削減を進めるべきです。

県が進めるゴミ処理広域化計画は、大型焼却炉の導入と一体であり、大量のゴミ焼却のためゴミの減量に逆行し、自治体に過大な負担を押しつけるものとなりかねません。大震災津波と原発事故の教訓を踏まえ広域化計画を見直し、ゴミの「焼却中心主義」「埋め立て中心主義」からの脱却をはかるべきです。

ゴミの減量のためには、何よりも住民参加で、ゴミの多品目分別とリサイクルを徹底することが必要です。

アスベスト(石綿)による健康被害は、重大な社会問題となっています。企業と国の責任を明らかにして、すべての健康被害者の検診と保護、救済、健康被害拡大の防止策を実施すべきです。

環境汚染の問題解決のために、①汚染者負担の原則、②予防原則、③住民参加、④徹底した情報公開—の視点で取り組むことが必要です。

県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底して受動喫煙防止の対策を徹底すること。受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

1、「原発ゼロの日本」へ、原発再稼働に反対すること。

「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発の再稼働、原発の輸出の中止を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。

2、再生可能エネルギーの本格的導入を進めること。

自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。

- 1) 地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した8%削減目標の達成めざしあらゆる対策を講じること。特に排出量の69.8%を占める産業界の取り組みを重視して、自主努力にとどめず削減協定を締結するなど具体的に進めること。家庭部門についても実効性のある具体的な対策を講じること。
- 2) 地球温暖化防止についての啓発・学習の取り組みを学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。
- 3) 2020年めざす30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。
- 4) 自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力で推進すること。

3、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策と環境再生に取り組むこと。

- 1) 廃棄物の撤去が完了しても水質モニタリングを行い、住民の健康被害が生じないよう安全対策を講じること。
- 2) 専門家の協力と地域住民の参加で環境再生に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。
- 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。

4、県の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（熔融炉）は見直すこと。

- 1) 広域化による大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となりゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。
- 2) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。

5、ゴミ問題解決の基本は、元（発生源）からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。

- 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。

6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。

- 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CT スキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。
- 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚保などの被害実態調査も行うこと。
- 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。
- 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。
- 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。

7、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。

- 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。
- 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。

8、2・4・5-T系除草剤の埋設処分問題では、国の責任で恒久対策を講じるよう引き続き求めること。

9、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。

県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。

10、大型開発・公共事業の乱開発を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。

11、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

10、競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。

競馬事業は、わずか1票差で330億円融資を決め継続となってから8年目を迎えています。大震災津波の被害を受け存続の岐路に立っています。4年間で売り上げは80億円以上も減少しています。330億円の元金返済のめどはまったく立っていません。派遣している県職員の人件費等を考慮すればこれまでの事業計画は事実上赤字で破綻状態といわなければなりません。現状は地方財政に寄与するという公営競馬の存在意義はまったく失っています。競馬組合の破綻した原因と責任を明らかにして廃止を含めて今後のあり方を検討すべきです。

- 1、競馬事業の継続に当たっては、今年度の事業実績の正確な評価を踏まえ、来年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会で検討すること。
- 2、地方財政に寄与するという存在意義を失った県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。
- 3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。

11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。

安倍自公政権が、「人口減少」「自治体消滅」などとマスコミも使ったキャンペーンで、自らがめざす福祉切り捨てと負担増、消費税増税、TPP、地方制度の新たな改編など、国民から大きな反発を招く政策を押し付けようとしていることは重大です。今年5月に元総務相・元岩手県知事の増田寛也氏を中心とした「日本創生会議」が、全国896市町村（全体の49.8%）が「消滅可能性自治体」となると発表しました。そして、三大都市への「人口流出を防ぐダム」が必要だとして、地方財政と行政サービスを一定規模の年に集約させることなどを政府に求めました。安倍政権もこの方向を推進しています。結果的には「周辺」地域は切り捨てられ、地域の疲弊をさらに推し進めるものです。こうした地方切り捨ての流れの先に、さらなる市町村再編と道州制が狙われていることも重大です。

「集約化」による新たな地方切り捨て政治に反対し、地方が現に取り組んでいる振興策、雇用創出や住宅リフォーム助成への支援、IターンUターンなどの定住促進事業、農林水産業や6次産業化への支援、自然・再生エネルギーの研究・活用など、様々な地域活性化策を推進することが必要です。

財政危機の押し付けと「平成の大合併」の号令のもと、県内の市町村数は58から33に4割減となりました。合併した市町村では周辺地域の衰退や地域住民の声が届かないなどの問題が明らかになっています。平成の大合併の検証こそ実施すべきです。合併市町村が大幅な地方交付税の削減とならないよう特別の対策を求めるべきです。

この間、警察における捜査費、捜査報償費、旅費、超過勤務手当などの公金不正支出が明らかになりました。県警察本部においても不正支出問題と併せて捜査費、捜査報償費などの総点検を行うべきです。

1、地方切り捨て政治と「道州制」に反対し、地方の活性化と地方財源の確保を求めること。

- 1) 「人口減少」を口実とした地方切り捨ての「集約化」に反対し、地方の再生をはかること。
- 2) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。
- 3) 地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。

2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。

- 1) 市町村の意向を無視した県による市町村合併の誘導・押しつけは絶対に行なわないこと。
- 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。
- 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。

3、西松建設献金巨額事件で明らかにされた小沢一郎事務所による県発注工事に対する「天の声」問題を徹底的に調査・究明すること。

4、2億円余に及ぶ警察本部による不正支出問題について

- 1) 専門家を含めた第三者機関で調査・検証を行うこと。
- 2) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。

5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。

- 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、非正規雇用の拡大など労働条件の改悪・低下などがあれば見直しを行うこと。委託期間の5年への延長も検討すること。
- 2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。

6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。

- 1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。
- 2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。
- 3) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。

7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにする。

8、県の広域振興局のあり方について

県南広域振興局、総合支局、出張所のあり方を総点検し、メリット、デメリットを明らかにし見直すこと。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして進めること。

9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。

労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。

12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を

日本の男女平等の到達は、発達した資本主義国の中で最も遅れています。世界経済フォーラムが毎年示す「男女格差指数」調査〈ジェンダー・ギャップ指数〉では経済や政治参加の面での男女平等度は世界136カ国中105位です。顕著なのは、女性労働者の賃金が非正規を含むと男性の半分にすぎないことです。女性に対する格差と差別の是正のために、いま求められているのは国連女性差別撤廃条約に基づく実行ある施策を具体化し、実施することです。女性雇用労働者の半数以上が非正規雇用であり、賃金は正社員で男性の68%（岩手74.9%）、非正規を含めると53%です。妊娠・出産、育児休業取得を理由とする解雇など違法な差別も横行しています。県としても国連女性差別撤廃条約を具体化・実現し、社会でのあらゆる分野での女性差別を一掃する取り組みを進めるべきです。

「男女共同参画推進条例」に基づき、雇用・就職の場での男女差別の解消など女性が働き続けられる実効性のある対策を強化する必要があります。夫婦間暴力いわゆるDV防止法に基づく実効ある対策を強化すべきです。女性と青年の声が活かされる県政を進めることは、活力ある県政を推進する上でも、21世紀の県政推進にとっても重要課題です。

低賃金や雇用破壊、長時間労働、万円するブラック企業—大企業の目先の利益最優先の政治が続いてきたもとで、若い世代はその矛盾を深刻に受けています。学生には高学費の負担と奨学金返済の不安がのしかかっています。この現状を打開することは、希望ある日本社会をつくる上で不可欠です。

1、国連女性差別撤廃条約の具体化をはかり、普及する取り組みを強めること。

女子差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現をめざすこと。

2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。

- 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。
- 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。
- 3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。
- 4) 乳幼児医療費助成の拡充で窓口無無料化と対象を中学校卒業まで拡大すること。待機児童を解消する保育所の増設・整備、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。
- 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。
- 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。
- 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。

3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。

- 1) 若者を使い捨てにするブラック企業の実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職難打開に全力で取り組むこと。未内定者・未就職者に対する独自の対策を講じること。
- 2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。学生生活を圧迫するブラックバイトをなくすこと、県立大学に相談窓口を設置すること。
- 3) 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実、青年向け県営住宅と家賃補助などの対策を進めること。休止しているつなぎスイミングセンターを活用しBMX(小型自転車)の練習場に活用できるよう検討すること。
- 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、NPO や民間団体の取り組みを支援すること。

13、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を

安倍政権は、国民多数の反対の声を踏みつけにして、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行しました。憲法9条を破壊し、戦後日本の国のあり方を根底から覆す歴史的暴挙です。特定秘密保護法も憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に反する違憲の法律です。こうした憲法改悪の動きに対して、明文改悪も、解釈改憲も、あらゆる憲法改悪に断固反対し、憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政・県政の各分野に生かすことが必要です。政府はアメリカいなりにもオスプレイの沖縄普天間基地への配備を強行しました。岩手県を含め全国で危険な低空飛行訓練を行うとしています。県内ではこれまで2度にわたって米軍機の墜落事故が起こっており、さらに危険なオスプレイの低空飛行訓練は絶対に許されるものではありません。被爆国日本の国民の切実な願いであり、人類的課題である「核のない世界」・核兵器廃絶に向けて、国連総会では、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議が、加盟国の3分の2を超える多数で採択されています。来年は5年に一度の核不拡散条約(NPT)再検討会議が国連本部で開かれます。県議会での請願採択を踏まえ被爆者援護法の改正を求めるべきです。

世界では反戦・平和、国連憲章に基づく平和の秩序を求める流れが大きくなっています。国内では憲法9条守れの運動は7507(県内では81)を超える草の根からの「9条の会」の運動として広がっています。

憲法違反の自衛隊の海外派兵は速やかに中止、撤退を求めること。県民にとって重大なことは、海外派兵に踏み出した自衛隊に毎年200人を超える高校生などが就職していることです。「子どもを再び戦場には送らない」の立場で取り組むことが必要です。

1、集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。

日本国憲法の基本原理を根底からくつがえす希代の悪法である「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定の撤回を求めること。特定秘密保護法の廃止を求めること

2、憲法改悪に反対すること

憲法9条を改悪して「国防軍を創設」し、「集団的自衛権の行使」を認めることは、海外でアメリカとともに戦争する国に変えることであり、こうした憲法の改悪に断固反対すること。

3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。

オスプレイ・米軍機の超低空飛行訓練の中止を求めること。岩手山演習場をオスプレイの訓練基地にしようとする企ては許さないこと。

4、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。

とくに、「日米核密約」の存在を踏まえ、名実ともに非核3原則の厳正な実施を求めること。核兵器廃絶を主題とした国際交渉の速やかな開始など「核兵器のない世界」に向けて積極的なイニシアチブを発揮するよう国に求めるとともに、県としても取り組むこと。

5、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。

戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び啓蒙する取り組みを行うこと。

6、自衛隊の海外派兵に反対すること。

アメリカの報復戦争を支援する新テロ特措法に反対し、インド洋であれソマリア沖であれ憲法違反の自衛隊の海外派兵に反対し中止・撤退を求めること。「海外で戦争をめざす」自衛隊への就職指導は慎重を期すこと。

7、日米共同訓練に反対すること。

日米の軍事一体化・米軍支援をめざす岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。

8、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。

ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。

9、侵略戦争を美化・肯定する「新しい歴史教科書」等は民主的な協議を踏まえ採用しないこと。侵略戦争を美化する動きを芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。

以 上